

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成30年12月11日付けで行った開示請求の対象とした「小中一貫教育に適した学校施設計画・設計プロセス構築支援事業」平成28年度瀬戸市小中一貫校施設整備基本構想（概要版）（以下「当該資料」という。）の「計画の背景」の項にある、「様々な問題の深刻化」との記載について、小中一貫教育モデル地区内各小学校における「様々な問題」と、その「深刻化」を示す平成22年度以降のすべての文書及び他の小規模校における同様の文書（以下「本件対象文書」という。）に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成30年12月25日付け30瀬教政第531号により行った不開示決定の処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成30年12月11日付けで行った本件対象文書開示請求に対し、処分庁が平成30年12月25日付け30瀬教政第531号で行った不開示決定の処分について、その処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 学校規模を問題視するならば、学校規模が問題となっている各校において、長期にわたって調査、研究及び検討を行ってきたものと思われる。合意形成のためには関係会議等で、小中一貫校設置統合の対象校のみならず他の小規模校も含め、各校の具体的事実を前提として、様々な問題が提起され、又は議論されたはずである。その場合において、常に一切文書がなく議論されたこと、及び議論についての文書がないことは考えられない。

イ 当該資料には、「児童・生徒の減少が進み、小学校6年間で1度もクラス替えがない等様々な問題の深刻化」との記載があり、それに対し弁明書では「教員が経験してきた各種事案を総括して表現したものであり」と述べていた。「総括した」というのであれば、事例報告等があるものと考えられることから、本件対象文書は存在するはずである。

ウ 他の小学校においても、様々な問題の深刻化についての文書がなく検討されたとは考えられないため、本件対象文書は存在するはずである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- ア 「様々な問題の深刻化」については、人口推移等の公表されている客観的なデータに加え、教員が経験してきた各種事案を総括して表現したものである。
- イ 現場の実態を知るための情報の収集手段について、必ずしも報告書などでなければならぬとは考えていない。
- ウ よって、本件対象文書は不存在であり、開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

- 平成30年12月11日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
- 平成30年12月25日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
- 平成31年1月1日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
- 平成31年1月25日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
- 平成31年2月14日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
- 平成31年3月4日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
- 平成31年3月11日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
- 令和元年5月7日 処分庁から審査庁へ回答書を提出
- 令和元年5月22日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
- 令和元年5月22日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付
- 令和元年6月27日 審査

5 審査会の判断の理由

(1) 本件対象文書の保有の有無について

ア 審査請求人は、次のように主張している。

当該資料に、「小学校6年間で1度もクラス替えがない等様々な問題の深刻化」とあるが、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、「現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて、総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります」と書いてある。手引に沿って事務を進めるに当たり、検討した事項について文書を作成することなく「様々な問題の深刻化」を総括することはできるはずがない。

併せて、瀬戸市では何年も前から1学級の学校が存在しており、深刻化していると思われる情報が蓄積されているはずであり、常に一切の文書がない状況で議論してきたとは考えられない。また、1学級を深刻化とするのであれば、掛川小学校は全市で最も小規模な学校であり、小中一貫校設置統合の対象校よりも前に統合の検討対象となっていたはずである。つまり、掛川小学校は統合しないとした教育委員会においては、徹底的に検討した資料などもあるはずである。

したがって、本件対象文書は存在するはずである。

イ これに対して処分庁は、「様々な問題の深刻化」については、人口推移等の公表

されている客観的なデータに加え、教員が経験してきた各種事案を総括して表現したものであり、各種事案とは「クラス替えができない」「人間関係が固定化する」「部活動の種類が固定化する」「運動会・音楽会等の活動に制約がある」「専任の教員が配置できない」「授業の組み立てが難しくなる」「男女の偏りが生じやすくなる」「教員1人当たりの公務の負担が大きく授業の準備や研修などの時間が確保できない」「体育で球技が出来ない」「クラスで友達とうまくいっていない子供への対応が難しい」「PTAの役員決めが大変」(以下「各種事案の詳細11項目」という。)等であると述べている。

併せて、各種事案の詳細11項目は、教員が経験してきたものを総括したものであることから、本件対象文書は存在しないと説明している。

ウ そこで、本審査会は、処分庁が不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

そもそも、審査請求人が求める本件対象文書の範囲は、当該資料の「計画の背景」の項に記載されている「様々な問題の深刻化」を示す根拠資料であると認められる。

そして、問題の深刻化に伴い、瀬戸市小中一貫校施設整備基本構想が策定され、小中一貫校の事業(以下「当該事業」という。)が開始されたこと、特に当該事業は、瀬戸市においても主要な施策として推進され、かつ、巨額な公費を支出するものであり、市民の関心も極めて高いことから、当審査会では、その根拠資料となりうる本件対象文書が一切ないということは考えられないとの認識に至った。

よって、当審査会は、処分庁に対して次の2点について確認を行った。

まず、1点目として本件の開示請求においては「平成22年度以降のすべての文書及び他の小規模校における同様の文書」を対象としているが、処分庁において開示する公文書の特定が十分ではなかったかという点について確認を行った。

処分庁は、「様々な問題の深刻化」を示す全ての文書であると認識しているとの回答であった。

一方、審査請求人に開示請求時における窓口での対応を確認したところ、処分庁からは特段の質疑はなかったとのことであり、処分庁は当然に承知していると認識していたとのことであった。

つまり、双方において深刻化を示す公文書は特定されていたと考えられる。

なお、行政の文書において「深刻化」という表現は、多用される用語の一つであり、開示請求時においてそのような公文書を求められた場合は、より丁寧な特定作業が求められるが、この点について双方の認識の不一致はなかったものと認められる。

次に、2点目として令和元年5月7日付けで発出された処分庁から審査庁への回答書の中で記載されている各種事案の詳細11項目について、参考とした資料の提出及び総括に関し教員から確認した際の経緯や内容に係る記録の確認を行った。また、記録がない場合は、確認した日時、方法等について確認を行った。

処分庁は、1学年1クラスの状態が確認できた時期である平成元年度から現在までの口頭（電話等）、人伝え等で教育委員会が把握していることを回答書に記載したものであるため、深刻化を示す具体的な資料はないとのことであった。

エ したがって、当審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、処分庁は審査請求人が求める本件対象文書を保有していないと判断せざるを得ないと結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

当審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、情報公開制度の趣旨・目的を鑑み、公正かつ開かれた行政を実現し、市民への説明責任を果たしていくためには、事業の執行に当たり、明確な根拠を有するとともに、意思決定とその経緯を含めた公文書を作成・管理することが必要である。

当該事業は前述のとおり、瀬戸市においても主要な施策として推進され、かつ、巨額な公費を支出するものであり、市民の関心も極めて高いものである。それにもかかわらず、当該事業の起点として位置付けられるべき本件対象文書が一切ないことは、事業の正当性に不信感を抱かれても致し方ないものである。

処分庁においては、当該事業を推進する必要性を示す根拠について、説明責任を果たすために必要十分な範囲で文書化し、保管・保存に努められたい。